

No	内容	質問	回答
1	目的	クリーニング業分物価高騰対策支援金の目的は？	エネルギー価格等の高騰による影響を緩和するため、生活衛生関係事業者のうち、経費に占める燃料費や電気使用料等の割合が高く、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であるクリーニング事業者に対して、燃料費などの上昇分の一部を支援し、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるクリーニング業の経営の安定化を図り、県民の公衆衛生基盤を安定的に確保することを目的としています。
2	目的	支援金額はどのように設定したのですか？	クリーニング事業者に対し調査を行い、物価高騰による影響額を算出した上で設定しました。
3	目的	支給された支援金の使途に指定はありますか？	使途の指定はありませんが、No.1のとおりクリーニング事業者における燃料費及び電気使用料等の高騰分負担を軽減するために交付するもので、趣旨に沿って御活用ください。
4	対象施設	クリーニング取次店が対象外であるのはなぜですか？	クリーニング取次店については、経費に占める燃料費や電気使用料等の割合が、他業種と比較し、特に高いとは言えないことから対象外としました。
5	対象施設	市町村(一部事務組合、地方独立行政法人)が開設する施設は、支援対象ですか？	支援対象ではありません。所在市町村に類似の支援策がないかお問合せください。
6	申請	同様の趣旨の支援金を市町村から受けている(又は受ける予定がある)のですが、県の支援金も申請することができますか？	県の支援金は、市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りない場合は、申請することが可能です。ただし、県の支援金を受給した場合に他の支援金を受けることができるか否かは、他の支援金の支給要件を御確認ください。
7	申請	複数のクリーニング所を営業していますが、クリーニング所の数だけ申請することができますか？	申請が可能です。申請クリーニング所一覧(様式1-②)に申請クリーニング所の内容を記載してください(取次店は除く)。
8	申請	熊本県外でクリーニング所を営業していますが、対象になりますか？	熊本県内に所在するクリーニング所のみが対象です。
9	申請	クリーニング所において、燃料(重油・ガス)を使用しないで、洗たく物の処理をしていますが、対象になりますか？	燃料種については、制限していません。
10	申請	保健所への変更手続きを失念していました。この場合、どうすれば良いですか？	管轄保健所に連絡し、必要な手続きを行ってください。支援金の申請に当たっては、申請前に事務局にお問い合わせください。
11	申請	申請クリーニング所一覧(様式1-②)に記載する「クリーニング所検査確認番号」がわかりません。	「クリーニング所検査確認番号」は、クリーニング所開設届出申請時に保健所が発行した「クリーニング所開設検査確認証」に記載されています。(例:第〇号) 「クリーニング所開設検査確認証」を紛失している場合は、管轄保健所に証明願を提出し、証明書の交付を受けて「クリーニング所検査確認番号」を確認してください。
12	申請	開設検査確認証に記載された営業者である母が高齢のため、手続きが難しいので、代わりに子である私が申請者となって手続きを行うことは可能でしょうか？	営業者が申請者となって手続きを行う必要がありますので、子を申請者とすることはできません。したがって、申請者は営業者本人としてください。なお、振込口座名義が申請者と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書」を提出してください。
13	申請	申請後に記載漏れや誤りに気づきました。どうすればよいですか？	以下の事務局にメール、FAX又は電話でご連絡ください。その際、クリーニング所名をお伝えください。 <名称> 熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局 <メールアドレス> yakumu2026@k-bukka.com <電話番号> 096-284-3465 <電話受付時間> 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
14	振込口座	申請者名義ではない口座を、振込口座とすることはできますか？	可能です。別途「委任状兼口座振替申出書」を添付してください。申出書には、委任者、受任者双方の押印が必要ですので、郵送で提出してください。
15	振込口座	インターネットバンキングを利用しています。紙の通帳はないのですが、口座が分かる書類とは何を提出すればよいのですか？	申請書に記入した振込口座情報(口座名義、口座番号等)が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。
16	その他	申請に関する通知が県から届いていませんが、申請できますか？	本支援金事業は、クリーニング取次店(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しのみを行う)は除くため、取次店へは通知を発送しておりません。本支援金事業の交付対象とされる事業者へは、通知を発送しておりますが、保健所へ届出しているクリーニング所所在地へ発送しております。届出と相違がある場合は、県からの通知が届かない場合があります。申請にかかる概要や様式は、県ホームページに掲載されておりますので、そちらを参考にしてください。なお、保健所への届出内容と申請内容が異なる場合は、支援金交付手続きにおいて支障が生じることがありますのでご留意ください。
17	その他	支援金の税務上の取り扱い？課税対象となるのですか？	この支援金は、税務上、益金(個人事業主の場合は総収入金額)に算入され、課税対象となります。詳細については管轄する税務署に御確認ください。
18	その他	確定申告後に、消費税仕入控除税額の報告は必要ですか？	消費税及び地方消費税相当額を除いた分を対象経費としていますので、消費税仕入控除税額の報告は不要です。
19	その他	申請書は手書きで記載し提出してよいですか？	手書きでの作成も可能ですが、できる限り県ホームページからエクセルデータをダウンロードして作成いただくようお願いします。エクセルデータは、申請施設数を入力すれば申請額が自動計算されるようにしています。また、押印が不要な書類は、メールでの提出も是非ご検討ください。
20	その他	申請書類をダウンロードできる環境がありません。申請書様式を入手するためにはどうしたらよいですか？	以下の事務局に電話で「クリーニング事業者分の申請書を郵送希望」の旨連絡し、クリーニング所名、送付先住所、宛先等をお伝えください。事務局では、複数の施設の受付を行っていますので、必ず「クリーニング事業者分」用と指定ください。 <名称> 熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局 <電話番号> 096-284-3465 <FAX> 096-284-3466 <受付時間> 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
21	その他	申請内容について、電話照会が行われることはありますか？	申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために「熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局」から連絡をすることがあります。事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。 <電話番号> 096-284-3465 <メールアドレス> yakumu2026@k-bukka.com